

主な変更箇所（北伊勢、尾鷲熊野、南伊勢地域森林計画）

頁	本計画変更（令和3年12月変更）	前計画（令和2年12月樹立または変更）
1	<p>II 計画事項</p> <p>第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項</p> <p>1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項</p> <p>(1) 森林の整備及び保全の目標について</p> <p>森林の整備及び保全に当たっては、森林の有する公益的機能及び木材等生産機能を総合的かつ高度に発揮させるため、<u>適切</u>な森林施業の面的な実施、林道等の路網の整備、委託を受けて行う森林施業又は経営の実施、保安林制度の適切な運用、<u>治山施設の整備</u>、森林病虫害や野生鳥獣の被害対策などの森林の保護等に関する取組を推進します。</p> <p><u>その際、生物多様性の保全及び地球温暖化防止に果たす役割はもとより、急速な少子高齢化と人口減少、所有者不明森林や整備の行き届いていない森林の増加等の社会情勢の変化、豪雨の増加等の自然環境の変化、流域治水と連携した対策の必要性、花粉発生源対策の推進の必要性等にも配慮します。また、リモートセンシング及び森林GISの効果的な活用にも取り組みます。</u></p> <p>森林の有する主な機能は、水源涵養機能、山地災害防止機能／^{かん}土壤保全機能、快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能、文化機能などの公益的機能及び木材等生産機能に分けられ、望ましい森林の姿は次のとおりとします。</p> <p>(2) 森林の整備及び保全の基本方針</p> <p>ア 森林の有する機能ごとの森林整備及び保全の基本方針</p> <p>市町においては、関係者の合意の下、発揮を期待する森林の有する機能ごとの区域を明らかにし、その機能を十分に発揮できるよう森林の整備及び保全を進めることに努めます。その際、期待する機能の発揮に向けた施業が相</p>	<p>II 計画事項</p> <p>第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項</p> <p>1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項</p> <p>(1) 森林の整備及び保全の目標について</p> <p>森林の整備及び保全に当たっては、森林の有する公益的機能及び木材等生産機能を総合的かつ高度に発揮させるため、<u>生物多様性の保全及び地球温暖化防止に果たす役割、並びに近年の地球温暖化に伴い懸念される集中豪雨等の自然環境の変化や急速な少子高齢化と人口減少、所有者不明森林や整備が行き届いていない森林の増加等の社会情勢の変化に加え、資源の循環利用を通じた花粉発生源対策の推進の必要性も考慮しつつ、適正</u>な森林施業の面的な実施、林道等の路網の整備、委託を受けて行う森林施業又は経営の実施、保安林制度の適切な運用、<u>山地災害の防止</u>、森林病虫害や野生鳥獣の被害対策などの森林の保護等に関する取組を推進します。</p> <p>森林の有する主な機能は、水源涵養機能、山地災害防止機能／^{かん}土壤保全機能、快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能、文化機能などの公益的機能及び木材等生産機能に分けられ、望ましい森林の姿は次のとおりとします。</p> <p>(2) 森林の整備及び保全の基本方針</p> <p>ア 森林の有する機能ごとの森林整備及び保全の基本方針</p> <p>市町においては、関係者の合意の下、発揮を期待する森林の有する機能ごとの区域を明らかにし、その機能を十分に発揮できるよう森林の整備及び保全を進めることに努めます。その際、期待する機能の発揮に向けた施業が相</p>

頁	本計画変更（令和3年12月変更）	前計画（令和2年12月樹立または変更）
2	<p>反する場合以外は、複数の機能を期待する森林として取り扱うことも可能とします。</p> <p>なお、森林の有する機能ごとの森林整備及び保全の基本方針は次のとおりです。</p> <p>【水源涵養機能維持増進森林】</p> <p>ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する森林及び地域の用水源として重要なため池、湧水地及び溪流等の周辺に存する森林については、水源涵養機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進します。</p> <p>具体的には、洪水の緩和や良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図ります。また、自然条件や県民のニーズ等に応じ、奥地水源林等の人工林における針広混交の育成複層林化などの天然力も活用した施業を推進します。</p> <p>ダム等の利水施設上流部等において、水源涵養の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進することを基本とします。</p> <p>【山地災害防止機能／土壌保全機能維持増進森林】</p> <p>山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出・崩壊の防備その他山地災害の防備を図る必要のある森林については、山地災害防止機能／土壌保全機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進します。</p> <p>具体的には、災害に強い国土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進します。また、自然条件や県民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進します。</p> <p>集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理、豪雨時などに流出する恐れのある危険木の除去などを推進すると</p>	<p>反する場合以外は、複数の機能を期待する森林として取り扱うことも可能とします。</p> <p>なお、森林の有する機能ごとの森林整備及び保全の基本方針は次のとおりです。</p> <p>【水源涵養機能維持増進森林】</p> <p>ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林並びに地域の用水源として重要なため池、湧水地及び溪流等の周辺に存する森林は、水源涵養機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとします。</p> <p>具体的には、良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図ります。また、自然条件や県民のニーズ等に応じ、奥地水源林等の人工林における針広混交の育成複層林化などの天然力も活用した施業を推進します。</p> <p>ダム等の利水施設上流部等において、水源涵養の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進することを基本とします。</p> <p>【山地災害防止機能／土壌保全機能維持増進森林】</p> <p>山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出、土砂の崩壊の防備その他山地災害の防備を図る必要のある森林は、山地災害防止機能／土壌保全機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとします。</p> <p>具体的には、災害に強い国土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進します。また、自然条件や県民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進します。</p> <p>集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理、豪雨時などに流出する恐れのある危険木の除去などを推進すると</p>

頁	本計画変更（令和3年12月変更）	前計画（令和2年12月樹立または変更）
	<p>もに、溪岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進することを基本とします。</p> <p>【快適環境形成機能維持増進森林】</p> <p>県民の日常生活に密接な関わりを持つ里山林等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林及び森林の所在する位置、気象条件等からみて風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林については、快適環境形成機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進します。</p> <p>具体的には、地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進します。</p> <p>快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理を推進します。</p> <p>【保健・レクリエーション機能維持増進森林】</p> <p>観光的に魅力ある高原、溪谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、県民の保健・教育的利用等に適した森林については、保健・レクリエーション機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進します。</p> <p>具体的には、県民に憩いと学びの場を提供する観点から、自然条件や県民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進します。</p> <p>また、保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進します。</p> <p>【文化機能維持増進森林】</p> <p>史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林については、潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、文化機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進します。</p> <p>具体的には、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進します。</p> <p>また、風致の保全のための保安林の指定やその適切な管理を推進します。</p> <p>【生物多様性保全機能維持増進森林】</p> <p>全ての森林は多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄</p>	<p>もに、溪岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進することを基本とします。</p> <p>【快適環境形成機能維持増進森林】</p> <p>県民の日常生活に密接な関わりを持つ里山等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林及び森林の所在する位置、気象条件等からみて風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林は、快適環境形成機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとします。</p> <p>具体的には、地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進します。</p> <p>快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理を推進します。</p> <p>【保健・レクリエーション機能維持増進森林】</p> <p>観光的に魅力ある高原、溪谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、県民の保健・教育的利用等に適した森林は、保健・レクリエーション機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとします。</p> <p>具体的には、県民に憩いと学びの場を提供する観点から、自然条件や県民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進します。</p> <p>また、保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進します。</p> <p>【文化機能維持増進森林】</p> <p>史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林は、潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、文化機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとします。</p> <p>具体的には、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進します。</p> <p>また、風致のための保安林の指定やその適切な管理を推進します。</p> <p>【生物多様性保全機能維持増進森林】</p> <p>全ての森林は多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄</p>

頁	本計画変更（令和3年12月変更）	前計画（令和2年12月樹立または変更）
4	<p>与しています。このことを踏まえ、森林生態系の不確実性を踏まえた順応的管理の考え方に基づき、時間軸を通して適度な攪乱により常に変化しながらも、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件及び社会的条件に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されていることを目指します。</p> <p>とりわけ、原始的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全します。また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進します。</p> <p>【木材等生産機能維持増進森林】</p> <p>林木の生育に適した森林で、効率的な森林施業が可能な森林について、木材等生産機能の維持増進を図る森林として整備を推進します。</p> <p>具体的には、木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本として、将来にわたり育成単層林として維持する森林では、主伐後の植栽による確実な更新を行います。この場合、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進することを基本とします。</p> <p>ただし、森林の有する多面的機能については、地形条件、気象条件及び森林の種類などにより発揮される効果は異なり、また、洪水や渇水を防ぐ役割については、人為的に制御できないため、期待される時に必ずしも常に効果が発揮されるものではありません。</p> <p>また、これらの機能以外にも森林の有する多面的機能があることにも留意する必要があります。</p> <p>(3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等（育成複層林とは）</p> <p>森林を構成する林木を帯状若しくは群状又は単木で伐採し、一定の範囲又は同一空間において、複数の樹冠層^{注2}を構成する森林として人為により成立させ維持される森林。</p>	<p>与しています。このことを踏まえ、森林生態系の不確実性を踏まえた順応的管理の考え方に基づき、時間軸を通して適度な攪乱により常に変化しながらも、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件及び社会的条件に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されていることを目指すものとします。</p> <p>とりわけ、原始的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全します。また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進します。</p> <p>【木材等生産機能維持増進森林】</p> <p>林木の生育に適した森林で、効率的な森林施業が可能な森林は、木材等生産機能の維持増進を図る森林として整備を推進することとします。</p> <p>具体的には、木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本として、将来にわたり育成単層林として維持する森林では、主伐後の植栽による確実な更新を行います。この場合、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進することを基本とします。</p> <p>ただし、森林の有する多面的機能については、地形条件、気象条件及び森林の種類などにより発揮される効果は異なり、また、洪水や渇水を防ぐ役割については、人為的に制御できないため、期待される時に必ずしも常に効果が発揮されるものではありません。</p> <p>また、これらの機能以外にも森林の有する多面的機能があることにも留意する必要があります。</p> <p>(3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等（育成複層林とは）</p> <p>森林を構成する林木を択伐等により伐採し、複数の樹冠層^{注2}を構成する森林として人為により成立させ維持される森林。</p>

頁	本計画変更（令和3年12月変更）	前計画（令和2年12月樹立または変更）
5	<p>例えば、針葉樹を上木とし、広葉樹を下木とする森林。</p> <p>第3 森林の整備に関する事項</p> <p>1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項は除く）</p> <p>(1) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針</p> <p>立木竹の伐採のうち主伐については、更新（伐採跡地（伐採により生じた無立木地）が、再び立木地となること）を伴う伐採であり、その方法については、皆伐又は択伐によるものとします。</p> <p>主伐にあたっては、森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に配慮して行うこととし、伐採跡地が連続することがないように、伐採跡地間には、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保します。</p> <p>また、伐採の対象とする立木については、標準伐期齢以上を目安として選定します。</p> <p>伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定め、その方法を勘案して伐採を行うこととします。特に、伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実、周辺の伐採跡地の天然更新の状況等に配慮します。</p> <p>なお、自然条件が劣悪なため、伐採の方法を特定する必要がある森林における伐採の方法については、択伐等適確な更新の確保が図られるよう配慮したものとします。</p> <p>さらに、林地の保全や落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止、風致の維持並びに溪流周辺及び尾根筋等の森林における生物多様性の保全等のため必要がある場合には、所要の保護樹帯を設置することとします。</p> <p><u>上記に定めるものに加え、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）のうち、立木の伐採に関する事項を踏まえること。</u></p> <p><u>また、集材に当たっては、林地の保全等を図るため、「森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法」に適合したものとするとともに、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」を踏まえ、現地に適した方法により行うこととします。</u></p> <p>(2) 立木の標準伐期齢に関する指針</p>	<p>例えば、針葉樹を上木とし、広葉樹を下木とする森林。</p> <p>第3 森林の整備に関する事項</p> <p>1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項は除く）</p> <p>(1) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針</p> <p>立木竹の伐採のうち主伐については、更新（伐採跡地（伐採により生じた無立木地）が、再び立木地となること）を伴う伐採であり、その方法については、皆伐又は択伐によるものとします。</p> <p>主伐にあたっては、森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に配慮して行うこととし、伐採跡地が連続することがないように、伐採跡地間には、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保します。</p> <p>また、伐採の対象とする立木については、標準伐期齢以上を目安として選定します。</p> <p>伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定め、その方法を勘案して伐採を行うこととします。特に、伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実、周辺の伐採跡地の天然更新の状況等に配慮します。</p> <p>なお、自然条件が劣悪なため、伐採の方法を特定する必要がある森林における伐採の方法については、択伐等適確な更新の確保が図られるよう配慮したものとします。</p> <p>さらに、林地の保全や落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止、風致の維持並びに溪流周辺及び尾根筋等の森林における生物多様性の保全等のため必要がある場合には、所要の保護樹帯を設置することとします。</p> <p>(2) 立木の標準伐期齢に関する指針</p>

頁	本計画変更（令和3年12月変更）	前計画（令和2年12月樹立または変更）																												
	<p>立木の標準伐期齢は、地域を通じた標準的な立木の伐採（主伐）の時期に関する指標、制限林の伐採規制等に用いられるものであり、下表に示す林齢を基礎として、市町村森林整備計画において、市町の区域に生育する主要樹種ごとに、市町の区域内の標準的な自然条件にある森林の平均成長量が最大となる林齢を基準に、森林の有する公益的機能、平均伐採期齢及び森林の構成を勘案して定めることとします。</p> <p>ただし、標準伐期齢は当該林齢に達した森林の伐採を<u>義務づける</u>ものではありません。</p> <p style="text-align: center;">表〇〇 標準伐期齢</p> <table border="1" data-bbox="185 611 1144 692"> <thead> <tr> <th>樹種</th> <th>スギ</th> <th>ヒノキ</th> <th>マツ</th> <th>その他N</th> <th>クヌギ</th> <th>その他L</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>標準伐期齢</td> <td>35</td> <td>40</td> <td>35</td> <td>35</td> <td>10</td> <td>15</td> </tr> </tbody> </table>	樹種	スギ	ヒノキ	マツ	その他N	クヌギ	その他L	標準伐期齢	35	40	35	35	10	15	<p>立木の標準伐期齢は、地域を通じた標準的な立木の伐採（主伐）の時期に関する指標、制限林の伐採規制等に用いられるものであり、下表に示す林齢を基礎として、市町村森林整備計画において、市町の区域に生育する主要樹種ごとに、市町の区域内の標準的な自然条件にある森林の平均成長量が最大となる林齢を基準に、森林の有する公益的機能、平均伐採期齢及び森林の構成を勘案して定めることとします。</p> <p>ただし、標準伐期齢は当該林齢に達した森林の伐採を<u>促すための</u>ものではありません。</p> <p style="text-align: center;">表〇〇 標準伐期齢</p> <table border="1" data-bbox="1162 611 2114 692"> <thead> <tr> <th>樹種</th> <th>スギ</th> <th>ヒノキ</th> <th>マツ</th> <th>その他N</th> <th>クヌギ</th> <th>その他L</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>標準伐期齢</td> <td>35</td> <td>40</td> <td>35</td> <td>35</td> <td>10</td> <td>15</td> </tr> </tbody> </table>	樹種	スギ	ヒノキ	マツ	その他N	クヌギ	その他L	標準伐期齢	35	40	35	35	10	15
樹種	スギ	ヒノキ	マツ	その他N	クヌギ	その他L																								
標準伐期齢	35	40	35	35	10	15																								
樹種	スギ	ヒノキ	マツ	その他N	クヌギ	その他L																								
標準伐期齢	35	40	35	35	10	15																								
	<p>※海布丸太や足場材等の特殊材生産に係る施業により、既往の平均伐採期齢が著しく異なる地域があるときは、当該地域を区分して市町村森林整備計画において定めることとします。</p> <p><u>※特定苗木などが調達可能な地域において、その特性に対応した標準伐期齢の設定が可能ときは、当該地域を区分して市町村森林整備計画において定めることとします。</u></p> <p>2 造林に関する事項</p> <p>(1) 人工造林に関する指針</p> <p>イ 人工造林の標準的な方法に関する指針</p> <p>森林の適確な更新を図るとともに、効率的な施業を実施するため、技術的合理性に基づき、現地の状況に応じた本数の苗木を植栽することとします。</p> <p>また、苗木については、<u>特定苗木などの成長に優れ、花粉の少ない</u>苗木の選定に努めるものとします。</p> <p>【植付方法】</p> <p>気候その他の自然条件及び既往の植付け方法を勘案して定めるとともに、適期に植え付けることとします。</p> <p>また、コンテナ苗等の活用や伐採と造林の一貫作業システム、<u>低密度植</u></p>	<p>※海布丸太や足場材等の特殊材生産に係る施業により、既往の平均伐採期齢が著しく異なる地域があるときは、当該地域を区分して市町村森林整備計画において定めることとします。</p> <p>2 造林に関する事項</p> <p>(1) 人工造林に関する指針</p> <p>イ 人工造林の標準的な方法に関する指針</p> <p>森林の適確な更新を図るとともに、効率的な施業を実施するため、技術的合理性に基づき、現地の状況に応じた本数の苗木を植栽することとします。</p> <p>また、苗木については、成長に優れた<u>ものの導入や少花粉スギ等の花粉症対策</u>苗木の選定に努めるものとします。</p> <p>【植付方法】</p> <p>気候その他の自然条件及び既往の植付け方法を勘案して定めるとともに、適期に植え付けることとします。</p> <p>また、コンテナ苗等の活用や伐採と造林の一貫作業システムの導入に努</p>																												

頁	本計画変更（令和3年12月変更）	前計画（令和2年12月樹立または変更）
6	<p><u>栽の導入など低コスト化</u>に努めることとします。</p> <p>(2) 天然更新に関する指針 天然更新については、<u>前生稚樹の生育状況、母樹の存在等森林の現況</u>、気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力を活用することにより適確な更新が図られる森林において行うこととします。</p> <p>(3) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針 ぼう芽更新に適した立木や天然更新に必要な母樹の賦存状況、天然更新に必要な樹種の立木の生育状況、林床や地表の状況、病虫害及び鳥獣害の発生状況、当該森林及び近隣の森林における主伐実施箇所における天然更新の状況等を勘察し、天然力による更新が期待できないものについては、原則として「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林」として市町村森林整備計画において<u>現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地よりも斜面上方に存在せず、周囲100m以内に広葉樹林が存在せず、林床に更新樹種が存在しない森林を基本とした基準を定め、所在を明らかにし</u>、適切な対応を行うこととします。</p> <p>3 間伐及び保育に関する事項</p> <p>(1) 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針 森林の立木の生育の促進並びに林分の健全化及び利用価値の向上を図るため、間伐にあたっては、森林資源の質的向上を図るとともに、適度な下層植生を有する適正な林分構造が維持されるよう、既往の間伐方法を勘察して、林木の競合状態等に応じた間伐の開始時期、繰り返し期間、間伐率、間伐木の選定方法その他必要な事項を定めることとします。特に、高齢級の森林における間伐に当たっては、立木の成長力に留意します。<u>また、列状間伐の導入など施業の省力化・効率化に努めることとします。</u></p> <p>4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項</p> <p>6 (1) 公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針 ア 区域の設定の基準 公益的機能別施業森林（公益的機能の維持増進を特に図るための森林施業を推進すべき森林）の区域は、森林の有する公益的機能のうち、「水源涵養</p>	<p>めることとします。</p> <p>(2) 天然更新に関する指針 天然更新については、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力を活用することにより適確な更新が図られる森林において行うこととします。</p> <p>(3) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針 ぼう芽更新に適した立木や天然更新に必要な母樹の賦存状況、天然更新に必要な樹種の立木の生育状況、林床や地表の状況、病虫害及び鳥獣害の発生状況、当該森林及び近隣の森林における主伐実施箇所における天然更新の状況等を勘察し、天然力による更新が期待できないものについては、原則として「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林」として市町村森林整備計画において<u>特定し</u>、適切な対応を行うこととします。</p> <p>3 間伐及び保育に関する事項</p> <p>(1) 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針 森林の立木の生育の促進並びに林分の健全化及び利用価値の向上を図るため、間伐にあたっては、森林資源の質的向上を図るとともに、適度な下層植生を有する適正な林分構造が維持されるよう、既往の間伐方法を勘察して、林木の競合状態等に応じた間伐の開始時期、繰り返し期間、間伐率、間伐木の選定方法その他必要な事項を定めることとします。特に、高齢級の森林における間伐に当たっては、立木の成長力に留意します。</p> <p>4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項</p> <p>(1) 公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針 ア 区域の設定の基準 公益的機能別施業森林（公益的機能の維持増進を特に図るための森林施業を推進すべき森林）の区域は、森林の有する公益的機能のうち、「水源涵養</p>

頁	本計画変更（令和3年12月変更）	前計画（令和2年12月樹立または変更）
	<p>機能」「山地災害防止機能／土壌保全機能」「快適環境形成機能」「保健・レクリエーション機能」「文化機能」及び「生物多様性保全機能」の高度発揮が求められており、これらの公益的機能の維持増進を図るための森林施業を積極的かつ計画的に実施することが必要かつ適切と見込まれる森林の区域について設定することとします。</p> <p>【水源涵養機能維持増進森林】</p> <p>ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する森林及び地域の用水源として重要なため池、湧水地及び溪流等の周辺に存する森林については、水源涵養機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 水源かん養保安林 ・ 干害防備保安林 ・ 上水道水源の集水域等 ・ 水源涵養機能が高い森林 など <p>【山地災害防止機能／土壌保全機能維持増進森林】</p> <p>山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出・崩壊の防備その他山地災害の防備を図る必要のある森林については、山地災害防止機能／土壌保全機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 土砂流出防備保安林 ・ 土砂崩壊防備保安林 ・ 落石防止保安林 ・ 山地災害危険地区 ・ 下流域に集落等の保全対象が有る森林 	<p>機能」「山地災害防止機能／土壌保全機能」「快適環境形成機能」「保健・レクリエーション機能」「文化機能」及び「生物多様性保全機能」の高度発揮が求められており、これらの公益的機能の維持増進を図るための森林施業を積極的かつ計画的に実施することが必要かつ適切と見込まれる森林の区域について設定することとします。</p> <p>【水源涵養機能維持増進森林】</p> <p>ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林並びに地域の用水源として重要なため池、湧水地及び溪流等の周辺に存する森林等を、水源涵養機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 水源かん養保安林 ・ 干害防備保安林 ・ 上水道水源の集水域等 ・ 水源涵養機能が高い森林 など <p>【山地災害防止機能／土壌保全機能維持増進森林】</p> <p>山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出、土砂の崩壊の防備その他山地災害の防備を図る必要のある森林を、山地災害防止機能／土壌保全機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 土砂流出防備保安林 ・ 土砂崩壊防備保安林 ・ 落石防止保安林 ・ 山地災害危険地区 ・ 下流域に集落等の保全対象が有る森林

頁	本計画変更（令和3年12月変更）	前計画（令和2年12月樹立または変更）
8	<p>・山地災害防止機能が高い森林 など</p> <p>【快適環境形成機能維持増進森林】 県民の日常生活に密接な関わりを持つ里山林等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林及び森林の所在する位置、気象条件等からみて風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林については、快適環境形成機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進します。</p> <p>・防風保安林</p> <p>・潮害防備保安林</p> <p>・集落や農地などの周縁部</p> <p>・生活環境保全機能が高い森林 など</p> <p>【保健・レクリエーション機能維持増進森林】 観光的に魅力ある高原、渓谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、県民の保健・教育的利用等に適した森林については、保健・レクリエーション機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進します。</p> <p>【文化機能維持増進森林】 史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林については、潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、文化機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進します。</p> <p>(2) 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針</p> <p>ア 区域の設定の基準</p> <p>木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域については、林木の生育が良好な森林で地形、地理等から効率的な森林施業が可能な森林の区域について設定することとします。</p> <p><u>また、木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域のうち、林地生産力が高く、傾斜が比較的緩やかで、林道等や集落からの距離が近い森林等を、特に効率的な施業が可能な森林として、必要に応じ</u></p>	<p>・山地災害防止機能が高い森林 など</p> <p>【快適環境形成機能維持増進森林】 県民の日常生活に密接な関わりを持つ里山等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林及び森林の所在する位置、気象条件等からみて風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林を、快適環境形成機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとします。</p> <p>・防風保安林</p> <p>・潮害防備保安林</p> <p>・集落や農地などの周縁部</p> <p>・生活環境保全機能が高い森林 など</p> <p>【保健・レクリエーション機能維持増進森林】 観光的に魅力ある高原、渓谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、県民の保健・教育的利用等に適した森林を、保健・レクリエーション機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとします。</p> <p>【文化機能維持増進森林】 史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林を、潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、文化機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとします。</p> <p>(2) 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針</p> <p>ア 区域の設定の基準</p> <p>木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域については、林木の生育が良好な森林で地形、地理等から効率的な森林施業が可能な森林の区域について設定することとします。</p>

頁	本計画変更（令和3年12月変更）	前計画（令和2年12月樹立または変更）
9	<p><u>て定めることとします。この際、人工林を中心とした林分であるなど周囲の森林の状況を踏まえるとともに、山腹崩壊や地すべり等の災害が発生するおそれのある森林を対象としないよう十分に留意することとします。</u></p> <p>【木材等生産機能維持増進森林】 林木の生育に適した森林で、効率的な森林施業が可能な森林を、木材等生産機能の維持増進を図る森林として整備を推進することとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・林木の生育が良好な森林 ・路網の整備や地形等から効率的な木材生産が期待できる森林 ・木材生産機能が高い森林 など <p>イ 施業の方法に関する指針 木材等生産機能の維持増進を図る森林については、森林の公益的機能の発揮に留意しつつ、多様な木材需要に応じた持続的・安定的な木材等の生産が可能な資源構成となるよう努めることとし、計画的な主伐と植栽による確実な更新、保育及び間伐等の実施、施業の集約化や路網整備等を通じた効率的な森林整備を推進することとします。</p> <p><u>なお、特に効率的な森林施業が可能な森林の区域のうち、人工林については、原則として、皆伐後には植栽による更新を行います（アカマツの天然下種更新やクスギ、コナラ、コウヨウザンの萌芽更新を行う森林など、市町村が定める例外を除く）。</u></p> <p>5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項 (1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方 林道等路網の開設については、傾斜等の自然条件、事業量のまとまり等、地域の特性に応じて、環境負荷の低減に配慮し、木材の搬出や多様な森林への誘導等に必要森林施業を効果的かつ効率的に実施し、森林整備や木材生産を進める上での幹線となる「林道」、林道を補完し、森林作業道と組み合わせて森林施業の用に供する「林業専用道」、主として林業機械が走行し集材や造材等の作業を行う「森林作業道」からなる路網と高性能林業機械を組み合わせた低コストで効率的な作業システムに対応したものとします。</p> <p>また、<u>林道の整備については</u>、自然条件や社会的条件が良く、将来にわたり育成単層林として維持する森林を主体に効率的な森林施業や木材の<u>大量輸送等へ</u></p>	<p>【木材等生産機能維持増進森林】 林木の生育に適した森林で、効率的な森林施業が可能な森林を、木材等生産機能の維持増進を図る森林として整備を推進することとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・林木の生育が良好な森林 ・路網の整備や地形等から効率的な木材生産が期待できる森林 ・木材生産機能が高い森林 など <p>イ 施業の方法に関する指針 木材等生産機能の維持増進を図る森林については、森林の公益的機能の発揮に留意しつつ、多様な木材需要に応じた持続的・安定的な木材等の生産が可能な資源構成となるよう努めることとし、計画的な主伐と植栽による確実な更新、保育及び間伐等の実施、施業の集約化や路網整備等を通じた効率的な森林整備を推進することとします。</p> <p>5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項 (1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方 林道等路網の開設については、傾斜等の自然条件、事業量のまとまり等、地域の特性に応じて、環境負荷の低減に配慮し、木材の搬出や多様な森林への誘導等に必要森林施業を効果的かつ効率的に実施し、森林整備や木材生産を進める上での幹線となる「林道」、林道を補完し、森林作業道と組み合わせて森林施業の用に供する「林業専用道」、主として林業機械が走行し集材や造材等の作業を行う「森林作業道」からなる路網と高性能林業機械を組み合わせた低コストで効率的な作業システムに対応したものとします。</p> <p>また、自然条件や社会的条件が良く、将来にわたり育成単層林として維持する森林を主体に<u>整備を加速化させるなど</u>、効率的な森林施業や木材の輸送等<u>の</u></p>

頁	本計画変更（令和3年12月変更）	前計画（令和2年12月樹立または変更）																																																								
10	<p><u>の対応の視点を踏まえて</u>推進することとします。</p> <p>(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方</p> <p>表〇〇 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準</p> <table border="1" data-bbox="293 392 1037 951"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">作業システム</th> <th colspan="2">路網密度</th> </tr> <tr> <th colspan="2">基幹路網</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>緩傾斜地（0°～15°）</td> <td>車両系作業システム</td> <td>110m/ha以上</td> <td>30m/ha以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">中傾斜地（15°～30°）</td> <td>車両系作業システム</td> <td>85m/ha以上</td> <td>23m/ha以上</td> </tr> <tr> <td>架線系作業システム</td> <td>25m/ha以上</td> <td>23m/ha以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">急傾斜地（30°～35°）</td> <td>車両系作業システム</td> <td>60[50]m/ha以上</td> <td>16m/ha以上</td> </tr> <tr> <td>架線系作業システム</td> <td>20[15]m/ha以上</td> <td>16m/ha以上</td> </tr> <tr> <td>急峻地（35°～）</td> <td>架線系作業システム</td> <td>5m/ha以上</td> <td>5m/ha以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1：「架線系作業システム」とは、林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させて木材を吊り上げて集積するシステム。タワーヤード等を活用する。</p> <p>2：「車両系作業システム」とは、林内にワイヤーロープを架設せず、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積、運搬するシステム。フォワーダ等を活用する。</p> <p>3：「急傾斜地」の[]書きは、<u>広葉樹の導入による針広混交林化など育成複層林へ誘導する森林における路網密度である。</u></p> <p>(5) 林産物の搬出方法 <u>ア 林産物の搬出方法</u> <u>「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」を踏まえ、適切な搬出方法を定めることとします。</u></p>	区分	作業システム	路網密度		基幹路網		緩傾斜地（0°～15°）	車両系作業システム	110m/ha以上	30m/ha以上	中傾斜地（15°～30°）	車両系作業システム	85m/ha以上	23m/ha以上	架線系作業システム	25m/ha以上	23m/ha以上	急傾斜地（30°～35°）	車両系作業システム	60[50]m/ha以上	16m/ha以上	架線系作業システム	20[15]m/ha以上	16m/ha以上	急峻地（35°～）	架線系作業システム	5m/ha以上	5m/ha以上	<p><u>優先順位に応じた整備を</u>推進することとします。</p> <p>(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方</p> <p>表〇〇 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準</p> <table border="1" data-bbox="1267 392 2011 951"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">作業システム</th> <th colspan="2">路網密度</th> </tr> <tr> <th colspan="2">基幹路網</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>緩傾斜地（0°～15°）</td> <td>車両系作業システム</td> <td>100m/ha以上</td> <td>35m/ha以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">中傾斜地（15°～30°）</td> <td>車両系作業システム</td> <td>75m/ha以上</td> <td>25m/ha以上</td> </tr> <tr> <td>架線系作業システム</td> <td>25m/ha以上</td> <td>25m/ha以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">急傾斜地（30°～35°）</td> <td>車両系作業システム</td> <td>60m/ha以上</td> <td>15m/ha以上</td> </tr> <tr> <td>架線系作業システム</td> <td>15m/ha以上</td> <td>15m/ha以上</td> </tr> <tr> <td>急峻地（35°～）</td> <td>架線系作業システム</td> <td>5m/ha以上</td> <td>5m/ha以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1：「架線系作業システム」とは、林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させて木材を吊り上げて集積するシステム。タワーヤード等を活用する。</p> <p>2：「車両系作業システム」とは、林内にワイヤーロープを架設せず、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積、運搬するシステム。フォワーダ等を活用する。</p> <p>(5) <u>更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法等</u></p>	区分	作業システム	路網密度		基幹路網		緩傾斜地（0°～15°）	車両系作業システム	100m/ha以上	35m/ha以上	中傾斜地（15°～30°）	車両系作業システム	75m/ha以上	25m/ha以上	架線系作業システム	25m/ha以上	25m/ha以上	急傾斜地（30°～35°）	車両系作業システム	60m/ha以上	15m/ha以上	架線系作業システム	15m/ha以上	15m/ha以上	急峻地（35°～）	架線系作業システム	5m/ha以上	5m/ha以上
区分	作業システム			路網密度																																																						
		基幹路網																																																								
緩傾斜地（0°～15°）	車両系作業システム	110m/ha以上	30m/ha以上																																																							
中傾斜地（15°～30°）	車両系作業システム	85m/ha以上	23m/ha以上																																																							
	架線系作業システム	25m/ha以上	23m/ha以上																																																							
急傾斜地（30°～35°）	車両系作業システム	60[50]m/ha以上	16m/ha以上																																																							
	架線系作業システム	20[15]m/ha以上	16m/ha以上																																																							
急峻地（35°～）	架線系作業システム	5m/ha以上	5m/ha以上																																																							
区分	作業システム	路網密度																																																								
		基幹路網																																																								
緩傾斜地（0°～15°）	車両系作業システム	100m/ha以上	35m/ha以上																																																							
中傾斜地（15°～30°）	車両系作業システム	75m/ha以上	25m/ha以上																																																							
	架線系作業システム	25m/ha以上	25m/ha以上																																																							
急傾斜地（30°～35°）	車両系作業システム	60m/ha以上	15m/ha以上																																																							
	架線系作業システム	15m/ha以上	15m/ha以上																																																							
急峻地（35°～）	架線系作業システム	5m/ha以上	5m/ha以上																																																							

頁	本計画変更（令和3年12月変更）	前計画（令和2年12月樹立または変更）
6 11	<p><u>イ 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法等</u> 該当なし</p> <p>6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項 (省略)</p> <p>11 (2) 森林経営管理制度の活用に関する方針 森林の経営管理（自然的経済的社会的諸条件に応じた適切な経営または管理を持続的に行うことをいう。）を森林所有者自ら実行できない場合には、市町が経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に再委託するとともに、再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林については市町村が自ら経営管理を実施する森林経営管理制度の活用を促進するものとします。</p> <p><u>〔(1) 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大及び森林施業の共同化に関する方針の内容を一部転記（北伊勢以外）〕</u></p> <p>(3) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針 三重県の林業従事者は年々減少を続けており、現在従事している作業員も<u>若返りの傾向がみられるものの</u>、依然として高齢者が高い割合を占めています。 健全な森林を維持するとともに、主伐を促進し木材生産量を増大させていくためには、<u>新たな林業従事者の確保及び養成と架線集材などの高度な技術の伝承</u>が必要不可欠です。 新規雇用の促進と就業者の定着を図るために、<u>通年雇用化や社会保険の加入促進などによる雇用関係の明確化と雇用の安定化</u>、他産業並みの労働条件の確保等、雇用管理の改善を図るとともに、就業希望者への情報の提供や定住化のための住宅の提供など、就業環境の整備、各種社会保障制度の充実、技術向上のための研修、<u>技能等の客観的評価の促進</u>などの条件整備を推進することとします。 新たに林業に従事する者の確保及び養成については、就業相談会の開催や就</p>	<p>該当なし</p> <p>6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項 (省略)</p> <p>(2) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針 三重県の林業従事者は年々減少を続けており、現在従事している作業員も依然として高齢者が高い割合を占めています。 健全な森林を維持するとともに、主伐を促進し木材生産量を増大させていくためには、<u>架線集材などの高度な技術の伝承と新たな林業従事者の確保及び養成</u>が必要不可欠です。 <u>新たに林業に従事する者の確保及び養成については、就業相談会の開催や就業体験等を実施するほか、新規雇用の促進と就業者の定着を図るために、森林組合等の林業事業体における雇用関係の明確化、雇用の安定化、他産業並みの労働条件の確保等、雇用管理の改善を図るとともに、就業希望者への情報の提供や定住化のための住宅の提供など、就業環境の整備、各種社会保障制度の充実、技術向上のための研修などの条件整備を推進することとします。</u></p>

頁	本計画変更（令和3年12月変更）	前計画（令和2年12月樹立または変更）
12	<p>業体験等を実施するほか、<u>平成31年度に開講した「みえ森林・林業アカデミー」において、技能・技術の習得のための計画的な研修を行うこととしています。</u></p> <p>また、関係者が一体となって年間を通じて安定的な事業量を確保できるよう努めるほか、経営の多角化や合併・協業化、生産性の向上等による事業の合理化を促進するとともに、経営方針の明確化や生産管理手法の導入などを通じた林業経営基盤の強化により、<u>地域において長期にわたり持続的な経営を実現できる</u>林業経営体及び林業事業体を育成することとします。さらに、林家等に対する経営手法・技術の普及指導に積極的に取り組みます。</p> <p>(6) その他必要な事項</p> <p>森林の多面的機能の発揮に重要な役割を果たしている山村地域の振興の観点から、林業及び木材産業の成長<u>発展や森林空間の活用</u>による就業機会の創出、生活環境の整備により、山村における定住を促進する。<u>また、山村地域と多様に関わる関係人口の拡大を図るため、</u>レクリエーションや<u>森林教育等</u>の場としての森林空間の<u>活用</u>の推進により、都市と山村の交流を促進する。</p> <p><u>さらに、</u>自伐林家をはじめ、地域住民やNPO等の多様な主体による森林資源の利活用等を進める。</p> <p>第4 森林の保全に関する事項</p> <p>1 森林の土地の保全に関する事項</p> <p>(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項</p> <p>土石の切取、盛土等土地の形質の変更に当たっては、林地の保全に支障を及ぼすことのないよう十分留意し、土地の形質の様態、地形、地質等の条件、行うべき施業の内容等に留意してその実施区域の選定を行うとともに、土石の切取、盛土を行う場合には法面の安定を図り、必要に応じ法面保護のため、法面緑化工、土留工等の施設を設け、その他の土地の形質の変更の場合には、その様態に応じて土砂の流出、崩壊等の防止に必要な施設を設ける等保全措置を講じる<u>こととします。この際、再生可能エネルギー発電施設の設置については、その特殊性を踏まえ、開発行為の許可基準やガイドラインに留意するとともに、地域住</u></p>	<p>また、関係者が一体となって年間を通じて安定的な事業量を確保できるよう努めるほか、経営の多角化や合併・協業化、生産性の向上等による事業の合理化を促進するとともに、経営方針の明確化や生産管理手法の導入などを通じた林業経営基盤の強化により、<u>地域の林業の担い手となり得る経営感覚に優れた</u>林業経営体及び林業事業体を育成することとします。さらに、林家等に対する経営手法・技術の普及指導に積極的に取り組みます。</p> <p><u>現在「緑の雇用事業」などにより新規就業者の養成が進められていますが、こうした初期の研修だけでなく、中堅従事者らの技術交流、研修などの支援策も行っていくこととします。</u></p> <p>(6) その他必要な事項</p> <p>森林の多面的機能の発揮に重要な役割を果たしている山村地域の振興の観点から、林業及び木材産業の成長<u>産業化</u>による就業機会の創出<u>や</u>生活環境の整備により、山村における定住を促進する<u>とともに、</u>レクリエーションや<u>森林環境教育等</u>の場としての森林空間の総合的な利用の推進により、都市と山村の交流を促進する<u>ものとします。</u></p> <p><u>また、</u>自伐林家をはじめ、地域住民やNPO等の多様な主体による森林資源の利活用等を進める<u>ものとします。</u></p> <p>第4 森林の保全に関する事項</p> <p>1 森林の土地の保全に関する事項</p> <p>(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項</p> <p>土石の切取、盛土等土地の形質の変更に当たっては、林地の保全に支障を及ぼすことのないよう十分留意し、土地の形質の様態、地形、地質等の条件、行うべき施業の内容等に留意してその実施区域の選定を行うとともに、土石の切取、盛土を行う場合には法面の安定を図り、必要に応じ法面保護のため、法面緑化工、土留工等の施設を設け、その他の土地の形質の変更の場合には、その様態に応じて土砂の流出、崩壊等の防止に必要な施設を設ける等保全措置を講じます。</p>

頁	本計画変更（令和3年12月変更）	前計画（令和2年12月樹立または変更）
13	<p><u>民への理解に配慮することとします。</u></p> <p>2 保安施設に関する事項 (3) 治山事業の実施に関する方針 治山事業については、<u>流域における森林に関する自然条件、社会的要請、保安林の配備状況、災害の発生形態の変化などを勘案し、</u>事前防災・減災の考え方に立ち、緊急かつ計画的な実施を必要とする荒廃地等を対象として、植栽及び本数調整伐等の保安林の整備並びに溪間工、山腹工及び地下水排除工等の治山施設の整備を推進することとします。</p> <p>また、流木対策としては、流木捕捉式治山ダムの設置や根系等の発達を促す間伐等の森林整備、流木化して下流域へ被害を及ぼす可能性の高い流路部の立木の伐採等に取り組むこととする。</p> <p>その中で、流域保全の観点からの関係機関が連携した取組や地域における避難体制の整備などのソフト対策との連携を通じ、山地災害の減災に向け、事業実施等の効果的な対策を講じます。その際、既存施設の長寿命化対策の推進を含めた総合的なコスト縮減に努めるとともに、現地の実情を踏まえ、必要に応じて、在来種による緑化や治山施設への魚道の設置など生物多様性の保全に努めることとします。</p> <p>4 森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項 (4) その他の必要な事項 【森林の巡視に関する事項】 タバコのポイ捨てなどによる<u>林野</u>火災、不法投棄などの防止、病虫害、獣害の早期発見のため、県職員、三重県自然環境保全指導員により入山者に対する指導及び森林巡視を行います。また、巡視情報を地域の森林組合や民間事業者、森林所有者などと共有し、よりきめ細かい監視を実施することとします。</p> <p>第6 計画量等</p> <p>[全国森林計画に即した計画量としました]</p>	<p>2 保安施設に関する事項 (3) 治山事業の実施に関する方針 治山事業については、<u>県民の安全・安心の確保を図る観点から、災害に強い地域づくりや水源地域の機能強化を図るため、</u>事前防災・減災の考え方に立ち緊急かつ計画的な実施を必要とする荒廃地等を対象として、植栽及び本数調整伐等の保安林の整備並びに溪間工、山腹工及び地下水排除工等の治山施設の整備を、<u>流域特性等に応じた形で計画的に</u>推進することとします。</p> <p>また、流木対策としては、流木捕捉式治山ダムの設置や根系等の発達を促す間伐等の森林整備、流木化して下流域へ被害を及ぼす可能性の高い流路部の立木の伐採等に取り組むこととする。</p> <p>その中で、流域保全の観点からの関係機関が連携した取組や地域における避難体制の整備などのソフト対策との連携を通じ、山地災害の減災に向け、事業実施等の効果的な対策を講じます。その際、<u>土砂流出防備等の機能の十分な発揮を図る観点から、保安林の配備による伐採等に対する規制措置と治山事業の実施の一体的な運用、</u>既存施設の長寿命化対策の推進を含めた総合的なコスト縮減に努めるとともに、現地の実情を踏まえ、必要に応じて、在来種による緑化や治山施設への魚道の設置など生物多様性の保全に努めることとします。</p> <p>4 森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項 (4) その他の必要な事項 【森林の巡視に関する事項】 タバコのポイ捨てなどによる<u>森林</u>火災、不法投棄などの防止、病虫害、獣害の早期発見のため、県職員、三重県自然環境保全指導員により入山者に対する指導及び森林巡視を行います。また、巡視情報を地域の森林組合や民間事業者、森林所有者などと共有し、よりきめ細かい監視を実施することとします。</p> <p>第6 計画量等</p>

頁	本計画変更（令和3年12月変更）	前計画（令和2年12月樹立または変更）
	<p>〔4 林道の開設及び拡張に関する計画を変更しました。〕</p> <p>(北伊勢) 開設 <u>19</u> 路線 <u>18.7</u>km 拡張(改良) <u>14</u> 路線 <u>7.1</u>km <u>37</u> 箇所 拡張(舗装) <u>4</u> 路線 <u>15.7</u>km <u>5</u> 箇所</p> <p>(南伊勢) 開設 <u>12</u> 路線 <u>43.2</u>km 拡張(改良) <u>50</u> 路線 <u>60.8</u>km <u>190</u> 箇所 拡張(舗装) <u>40</u> 路線 <u>72.1</u>km <u>59</u> 箇所</p> <p>(尾鷲熊野) 開設 <u>5</u> 路線 <u>20.3</u>km 拡張(改良) <u>21</u> 路線 <u>12.7</u>km <u>69</u> 箇所 拡張(舗装) <u>6</u> 路線 <u>11.6</u>km <u>15</u> 箇所</p> <p>〔5 保安林の整備及び治山事業に関する計画を変更しました（北伊勢のみ）。〕</p>	<p>(北伊勢) 開設 <u>26</u> 路線 <u>29.5</u>km 拡張(改良) <u>25</u> 路線 <u>9.7</u>km <u>65</u> 箇所 拡張(舗装) <u>15</u> 路線 <u>31.9</u>km <u>16</u> 箇所</p> <p>(南伊勢) 開設 <u>42</u> 路線 <u>67.4</u>km 拡張(改良) <u>92</u> 路線 <u>101.9</u>km <u>286</u> 箇所 拡張(舗装) <u>161</u> 路線 <u>106.0</u>km <u>171</u> 箇所</p> <p>(尾鷲熊野) 開設 <u>63</u> 路線 <u>71.3</u>km 拡張(改良) <u>87</u> 路線 <u>116.3</u>km <u>571</u> 箇所 拡張(舗装) <u>69</u> 路線 <u>114.2</u>km <u>79</u> 箇所</p>